

青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立の高等学校等専攻科に在学する生徒の生計維持者の授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図り、もって全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるようにするため、当該生徒の生計維持者に対し、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金（以下「専攻科給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等専攻科 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科をいう。
- (2) 生徒 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国交付要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高等学校等専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）の支給を受ける資格を有する者をいう。
- (3) 生計維持者 生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）をいう。
 - ア 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - イ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - ウ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - エ イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者
- (4) 基準日 当該年度の7月1日（第4第2項の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあっては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、学則その他当該高等学校等専攻科の設置者が定めるところにより7月2日以降に入学することとされている高等学校等専攻科に入学する者については、その入学の日をいう。

- (5) 扶養する子が3人以上いる世帯 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていることをいう。なお、扶養する子とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者との続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でもないものとする。また、市町村民税の扶養親族に反映されない生計維持者に新たに生まれた子等（市町村民税における扶養の判定より後に、生計維持者に出生した実子など）も、扶養する子に含める。
- (6) 非課税である世帯 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である生計維持者（生計維持者が2人以上いるときは、その全員）が属している世帯をいう。
- (7) 105,500円未満である世帯（(6)を除く） 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が105,500円未満である生計維持者（生計維持者が2人以上いるときは、その全員）が属している世帯をいう。
- (8) 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（(6)及び(7)を除く） 基準日の属する年度分の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が264,500円未満である生計維持者（生計維持者が2人以上いるときは、その全員）が属している世帯であり、市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていること。

（専攻科給付金の給付）

第3 専攻科給付金は、基準日において私立の高等学校等専攻科に在学している生徒（以下「専攻科生徒」という。）の生計維持者であって、次に掲げる要件の全てに該当する者に対して給付する。

- (1) 基準日において県内に住所を有していること。
 - (2) 基準日において生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額の合算額が、非課税である世帯、105,500円未満である世帯又は264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯に属していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、専攻科給付金は、専攻科生徒又はその生計維持者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付しない。
- (1) 専攻科生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に要する費用の支弁対象であり、当該専攻科生徒に係る見学旅行費又は特別育成費が支弁されている場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、基準日の属する年度において専攻科生徒又はその生計維持者が他の団体又は個人から授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的とした金銭（以下「類似の給付金等」という。）の支給を受けたことにより、専攻科給付金を給付する必要がないと知事が認める場合
 - (3) 専攻科生徒が基準日の属する年の4月1日から翌年の3月31日までの間の

全てにおいて休学している場合

(専攻科給付金の額)

第4 専攻科給付金は、年度を単位として給付するものとし、その額は、専攻科生徒1人につき、基準日において当該生徒の生計維持者が属している次の表に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりする。

世帯の区分	給付金の額（年額）
ア 非課税である世帯	52,100円
イ 105,500円未満である世帯（アを除く）	10,420円
ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（イ及びウを除く）	10,420円

2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、前項に定める額に81,000円を加算することができる。

3 基準日の翌日以降に専攻科生徒が休学し、又は退学した場合にあっても、専攻科給付金の返納は要しない。

(給付上限回数)

第5 専攻科給付金の給付の回数の上限（以下「給付上限回数」という。）は、専攻科生徒1人につき年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は、1回）とする。

2 ただし、専攻科生徒又はその生計維持者が当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた場合の給付上限回数は、同項に定める給付上限回数から、当該給付金の給付額を超える類似の給付金等の支給を受けた日の属する年度の数を除いた回数とする。

(給付の申請)

第6 専攻科給付金の給付を受けようとする専攻科生徒の生計維持者は、別に定める日までに、知事に対し、その専攻科生徒が在学する高等学校等専攻科の設置者を通じて、青森県私立高等学校等専攻科奨学のための給付金受給申請書（別紙様式1）に、次に定める書類を添えて申請しなければならない。扶養親族申告書（別紙様式2）については、第4第1項の表に定める世帯区分ウのみとする。

(1) 専攻科生徒の生計維持者（当該生計維持者が2人以上いるときは、その全員）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードの写しその他同条第5項に規定する個人番号が記載された書類又は基準日の属する年度分の専攻科生徒の生計維持者（当該生計維持者が2人以上いるときは、その全員）の道

府県民税所得割及び市町村民税所得割が第4第1項の表に定める世帯区分であることを証する課税証明書その他の書類

(2) 扶養親族申告書（別紙様式2）

2 専攻科生徒が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等専攻科に在学している場合にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、当該専攻科生徒に係る次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 当該高等学校等の長が交付する在学証明書

(2) 専攻科支援金の受給の資格があることを明らかにする書類

（給付の決定）

第7 知事は、第6の規定による申請書等を受理したときは、必要な事項を審査の上、第3第2項の場合を除き、専攻科給付金の給付を決定し、その旨及び専攻科給付金の給付の時期を申請に係る生計維持者に通知する。

（授業料以外の教育費との相殺）

第8 専攻科生徒の生計維持者は、私立高等学校等が徴収する授業料以外の教育に必要な経費と相殺するため、専攻科給付金の受給を学校設置者又は学校長に委任することができる。

（給付の決定の取消し）

第9 知事は、専攻科生徒の生計維持者が偽りその他不正の手段により専攻科給付金の給付を受けたと認めるときは、第7の規定による専攻科給付金の給付の決定を取り消すことがある。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を当該取消しに係る生計維持者に通知する。

（不当利得の徴収）

第10 知事は、第9第1項の規定による取消しをしたときは、当該取消しに係る生計維持者から、期限を定めて、その給付を受けた専攻科給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することがある。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11 専攻科給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（新入生に対する一部給付の早期化）

第12 新入生に対する給付金については、前年度の課税証明書等及び4月1日現在の状況に基づき、4月分から6月分に相当する額（以下「4～6月分相当額」という。）として、第4第1項に定める額に4分の1を乗じた額を早期給付することが

できる。この場合において、7月分から翌年3月分に相当する額として給付する額は、当該年度の課税証明書等及び7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）から4～6月分相当額を差し引いた額とする。ただし、4～6月分相当額が7月1日現在の状況に応じた給付額（年額）を上回る場合は、4～6月分相当額を年額とする。

- 2 前項のほか、この要綱において7月1日現在の状況によることとしているものについては、同項の規定による早期給付においては4月1日現在の状況によることとする。

（家計急変世帯への支援）

第13 家計急変により生計維持者の収入が激減したことによって、第4第1項の表に定める世帯区分に相当すると認められる世帯に属する生徒については、第4第1項の表に定める世帯区分に属するものとみなして、この要綱の規定を適用するものとする。

- 2 7月1日までに家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額の給付金を給付する。
- 3 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者には、第4第1項の表に定める額に基づき、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付することを基本として、別に定める額の給付金を給付する。
- 4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、前2項の金額に81,000円を加算することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定による申請（以下「家計急変世帯に係る申請」という。）があった場合は、申請時における最新の家計の状況を確認するものとする。
- 6 家計急変世帯に係る申請についての第6の規定の適用については、第6第1項（1）中、「の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が第4第1項の表に定める世帯区分であることを証する課税証明書その他の書類」とあるのは、「に係る課税証明書その他の書類及び家計の状況が確認できる書類」とする。

（その他）

第14 この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年３月１０日から施行する。
- 2 令和２年度において、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（家計急変世帯への支援の対象となった世帯を含み、４月分から６月分に相当する額の早期給付を受け、７月分から翌年３月分に相当する額の給付対象とならない世帯を除く。）として、給付金を受給した世帯については、第４第１項の表に定める額に、一人当たり年額１２，０００円を上乗せ支給する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１４日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１２日から施行し、令和４年度分の専攻科給付金の給付から適用する。
- 2 令和３年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒に係るこの要綱の適用については、第２第３号を除き、「生計維持者」とあるのは、「令和４年４月改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和６年４月１６日から施行し、令和６年度分の専攻科給付金の給付から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年５月１５日から施行し、令和７年度分の専攻科給付金の給付から適用する。